

令和7・8年度

競争入札参加資格電子申請の手引き

【設計・測量・調査・コンサルタント】

令和6年10月

山形県県土整備部建設企画課

目 次

令和6年11月 電子申請について.....	1
1 申請資格者	2
2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日	2
3 行政書士による代理申請	3
4 申請書提出先及び提出方法	4
5 入札参加希望業種.....	5
6 提出書類.....	6
7 技術職員名簿、技術職員の資格者証.....	12
(1) 技術者の定義.....	12
(2) 技術者の確認資料及び提出必要人数	15
(3) 現況報告書による代用	17
(4) 技術職員名簿の作成手順.....	19
8 その他.....	20
(1) 競争入札参加資格変更届.....	20
(2) 物品、役務への入札参加申込み及び債権者登録.....	22
(3) 審査の結果通知	22
(4) 名簿の公表について	22
(5) 入札参加について	22
(6) 入札参加資格の承継	23

令和6年11月 電子申請について

本手引きは、**電子申請を希望される方**を対象としております。紙申請を希望される方は、「令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の手引き【設計・測量・調査・コンサルタント】（令和6年10月）」を御覧ください。

建設工事（単体、協同組合）で紙申請を希望される方、建設工事（経常JV、復旧・復興JV）に申請される方は、「令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の手引き【建設工事】（令和6年10月）」を、建設工事（単体、協同組合）で電子申請される方は「令和7・8年度競争入札参加資格電子申請の手引き【建設工事】（令和6年10月）」を参照ください。

工事材料で紙申請を希望される方は、「令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の手引き【工事材料】（令和6年10月）」を、工事材料で電子申請される方は「令和7・8年度競争入札参加資格電子申請の手引き【工事材料】（令和6年10月）」を参照ください。

また、電子申請には「やまがた e 申請」を使用します。「やまがた e 申請」の操作方法については、別紙を参照してください。

申請区分 \ 本店所在地	山形県内に本店がある業者	山形県外に本店がある業者
建設工事（単体業者）	電子申請又は紙申請	電子申請又は紙申請
建設工事（協同組合）		
建設工事（経常JV、復旧・復興JV）	紙申請のみ	
設計・測量・調査・コンサルタント	紙申請のみ	電子申請又は紙申請
工事材料	電子申請又は紙申請	電子申請又は紙申請

1 申請資格者

山形県の入札参加資格審査を申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。

- ア 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。
- イ 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ウ 山形県の県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エー1 役員等（個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時測量・コンサルタント業務等の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- エー2 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。
- エー3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していないこと。
- エー4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- エー5 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日

山形県の入札参加資格審査申請の受付には、西暦偶数年 11 月の定期受付と、毎年 8 月・西暦奇数年 11 月の追加受付があります。随時受付は実施していません。

各受付における受付期間と入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）の登載期間、審査の基準日の関係は以下のとおりです。

	受付期間	名簿登載期間	審査基準日
定期受付	R6. 11. 16～R6. 11. 30	R7. 4. 1～R9. 3. 31	R6. 10. 31
追加受付	R7. 8. 1～R7. 8. 10	R7. 10. 1～R9. 3. 31	R7. 7. 31
追加受付	R7. 11. 16～R7. 11. 30	R8. 4. 1～R9. 3. 31	R7. 10. 31
追加受付	R8. 8. 1～R8. 8. 10	R8. 10. 1～R9. 3. 31	R8. 7. 31

※ 提出する書類は「審査基準日」現在の状況について御記入ください。

3 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請の場合、下記①及び②について、御留意ください。

① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。なお、代理申請の場合でも、名簿登載通知は申請者本人に送付します。

② 申請書・変更届への押印

代理申請の場合、申請書・変更届への押印は、申請代理人氏名欄に申請代理人の押印をしてください。したがって、申請書・変更届の代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

4 申請書提出先及び提出方法

本店所在地	提出先	提出方法
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8189(直通)	電子申請※ ¹ 持参※ ² 又は 郵送※ ³ (いずれでも可)
西村山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 TEL 0237-86-8379(直通)	
北村山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 TEL 0237-47-8654(直通)	
最上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-0001 最上町大字西根字石川西355 TEL 0233-29-1377(直通)	
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6069(直通)	
西置賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-8501 長井市高野町2-3-1 TEL 0238-88-8223(直通)	
庄内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 TEL 0235-66-5583(直通)	
県外	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL 023-630-2402(直通)	電子申請※ ¹ 持参※ ² 又は 郵送※ ³ (いずれでも可)

県内業者は電子申請に対応していません。

※1 山形県外に本店を置く事業者のみ電子申請に対応しております。

受付期間は11月16日0時00分～11月30日23時59分となります。

※2 紙で提出が必要な書類(6の(3)等)について、土日、祝日は持参による受付を行っておりません。平日は受付時間内(9:30～11:45、13:30～16:00)に御持参ください。

※3 郵送する際、受付日の指定はありませんので、各受付期間の最初の日以降に到着するように発送してください。受付最終日の消印分まで受け付けます。

封筒には「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。また、申請書を受理した際は、受理印の代わりに「申込完了通知メール」を送付しますので、返信用の封筒又はハガキは不要です。

なお、資料の不備等の連絡は電子メールで行いますので、競争入札参加資格審査申請書に、担当者のメールアドレス(行政書士による代理申請の場合は、行政書士のメールアドレス)を必ず記載してください。

5 入札参加希望業種

山形県では入札参加希望業種や発注時の業種区分を、以下のとおりとしています。

測量	1 測量一般☆	2 地図の調整	3 航空測量
建築コンサルタント	1 建築一般☆ 4 暖冷房 7 建築積算 10 調査	2 意匠 5 衛生 8 建築設備積算	3 構造 6 電気 9 電気設備積算
地質調査★			
補償コンサルタント★	1 土地調査 4 機械工作物 7 補償関係	2 土地評価 5 営業・特殊補償	3 物件 6 事業損失
不動産鑑定☆			
登記手続等☆			
土木コンサルタント★ (建設コンサルタント)	1 土質基礎 4 電力土木 7 施工計画設備積算 10 造園 13 上水道工業用水道 16 森林土木 19 水産土木	2 鋼構造コンクリ 5 道路 8 機械 11 港湾空港 14 下水道 17 都市計画地方計画 20 電気電子	3 河川砂防海岸 6 トンネル 9 地質 12 鉄道 15 農業土木 18 建設環境 21 廃棄物
その他	1 交通量調査 4 水質等の分析 7 計算	2 環境調査 5 宅地造成設計 8 工事資料整理	3 経済調査 6 電算関係 9 施工管理
計量証明☆			

※1 ☆は、法律上、営業の登録が必要です。

＜測量事務所、建築士事務所、不動産鑑定士事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、計量証明事業所＞

★は、営業の登録制度がありますが、登録がなくても申請できます。

＜地質調査、補償コンサルタント、土木コンサルタント＞

※2 山形県では、受託した方が別の業者に再委託することを原則として認めていません。

6 提出書類

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

提出部数は各1部です。A4判でないものはA4判に拡大・縮小するか、A4判の用紙にのり付けして提出してください。

(1) 電子申請により提出するもの

(Excelの様式集に入力の上、Excelのまま提出ください。)

No	提出書類	対象者
1	自己チェックシート兼受理票	全者
2	様式 A 測量・コンサルタント業者総括表	全者
3	様式 B-1 有資格者延べ数総括表① 様式 B-2 有資格者延べ数総括表②	全者（資格者が0名の場合も提出）
4	様式 C 営業所調書※ ¹	山形県内又は東北6県内に支店等を有する方
5	様式 D 役務の資格申請調書	全者
6	技術職員名簿	No3「有資格者延べ数総括表」で資格者数を計上している方。
7	申請に係る誓約書	全者
8	委任状	県外本店業者で必要な方
9	委任状（代理申請用）	代理申請を希望する方

(2) 電子申請又は紙で提出するもの（ホチキス綴じ厳禁。まとめる場合はゼムクリップを使用）

（電子申請において Excel の様式集を併せて合計 100MB 以内なら 20 個のファイルを添付することができる。）

No	提出書類	対象者
10	競争入札参加資格審査申請書	全者 ★行政書士が代理申請する場合は紙で提出 その他は電子申請
11	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写）	法人の方は必須
12	身分証明書（写）	個人事業主の方は必須
13	消費税の確定申告書（写）※ ²	全者。No2「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」の「直前2年の実績」欄に対応する決算期2期分として計2通。
14	消費税及び地方消費税の納税証明書（写）※ ³	全者。「その1（納税額証明用）」を提出。No13の消費税確定申告書の決算期2期分について証明を受けたもの。
15	山形県の県税の納税証明書（写）※ ⁴	全者
16	個人県民税の納税証明書※ ⁵	山形県居住の個人事業主
17	営業登録・事務所登録の通知書・証明書※ ⁶	No2「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」の「登録」欄に「1」を入力した業種について提出
18	県内営業所の確認資料	※ ⁷

19	No3 記載の職員の資格者証	No3「有資格者延べ数総括表」で資格者数を計上している方。資格証は各資格で必要な人数分を提出してください。
----	----------------	---

(3) 紙で提出するもの（ホチキス綴じ厳禁。まとめる必要がある場合はゼムクリップを使用）

No	提出書類	対象者
20	印鑑証明書（原本）	全者
21	使用印鑑届	契約時等に実印でない印鑑を使用する方
22	申込完了通知メール本文（写）	全者

※1 県外本店業者の方が No2「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」で委任先を山形県内や山形県以外の東北 5 県の営業所等とした場合、「様式 C 営業所調書」にも当該委任先について記入し、提出してください。

※2 消費税の免税事業者の方であって、No2「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」の「直前 2 年の実績」欄の合計額が 1 千万円未満である場合は提出不要です。

※出典: 国税庁ホームページ

※3 消費税及び地方消費税に係る納税証明書は、税務署が発行します（令和 3 年 7 月より、インターネットによる申請・受取も可能です）。消費税の免税事業者の方も提出が必要です（免税事業者であっても証明書は発行されます）。税納証明書は「その 1（納税額等証明用）」とし、下記の条件を満たすものとします。申請受付期間の最終日までに下記の条件を満たす納税証明書を提出できない場合は、申請を受理しません。

条件	
・	証明年度が No2「様式 A 測量・コンサルタント業者総括表」の「直前 2 年の実績」欄に対応する決算期 2 期分であるもの（ただし、「未納税額」欄が 0 円となっているものに限る。）。
・	証明日は問わない。

《消費税及び地方消費税の納税証明書の請求方法》

納税証明書交付請求書

収入印紙ちょう付欄
(清印しないでください)

税務署長 へて

年 月 日

【代理人記入欄】
 代理人の方のみ記入してください。
 住所

氏名

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

住所 (納税地)	
(フリガナ)	
氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	
個人番号 又は 法人番号	

※個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄にしてください。

〔信託の名称: 〕

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

「その1」を請求する場合
記
「その3」を請求する場合

証明書の種類	<input checked="" type="checkbox"/> その1	<input type="checkbox"/> その2	<input type="checkbox"/> その3 <input type="checkbox"/> その3の2 <input type="checkbox"/> その3の3	<input type="checkbox"/> その4
証明を受けようとする税目 <small>(該当する税目にレ印を記入してください。)</small>	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他税 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">「手引き」指定の直近の決算期</div>	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他税 <small>※その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。</small>	/
証明を受けようとする国税の年度	自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分	自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分	/	/
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 <input type="checkbox"/> 法定納期限等 <input type="checkbox"/> 源泉徴収税額 <input type="checkbox"/> 未納税額のみ <small>(□には、必要な場合にレ印を記入してください。)</small> (チェックしない)	所得金額 <small>※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。</small> <input type="checkbox"/> □には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 総所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 事業所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 上記以外の所得金額の証明	未納の税額がないこと <small>※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。</small>	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の請求枚数	1 枚	枚	1 枚	枚

証明書の使用目的 資金借入 入札参加指名称 登録申請(更新) 保証人 その他()

※税務署整理簿

個人 (代理人)	<input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 本人確認	番号確認書類(個人のみ) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> その他	確認者
	<input type="checkbox"/> 委任状	本人(代理人)確認書類	
法人 (代理人)	<input type="checkbox"/> 本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他	証明番号
	<input type="checkbox"/> 委任状	<input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)	

整理番号		個人番号																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">納税</th> <th style="width: 10%;">その1 税目数</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">枚</th> <th style="width: 10%;">合計</th> <th style="width: 10%;">確認者</th> <th style="width: 10%;">領収担当者</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 収入印紙</td> <td></td> <td>年度</td> <td>枚</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年度</td> <td>枚</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 現金</td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						納税	その1 税目数	年度	枚	合計	確認者	領収担当者	<input type="checkbox"/> 収入印紙		年度	枚	円					年度	枚	円			<input type="checkbox"/> 現金			枚	円						枚	円		
納税	その1 税目数	年度	枚	合計	確認者	領収担当者																																		
<input type="checkbox"/> 収入印紙		年度	枚	円																																				
		年度	枚	円																																				
<input type="checkbox"/> 現金			枚	円																																				
			枚	円																																				

※4 証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）の3か月前から受付期間最終日まで
のもの。

各受付区分に応じた証明日は、下記のとおりです。

受付区分	証明日
定期 令和6年 11月	令和6年8月1日～令和6年 11月30日
追加 令和7年 8月	令和7年5月1日～令和7年 8月10日
追加 令和7年 11月	令和7年8月1日～令和7年 11月30日
追加 令和8年 8月	令和8年5月1日～令和8年 8月10日

山形県の県税に関する納税証明書は、県内業者・県外業者にかかわらず全者が提出する必要がある。

山形県税に関する納税証明書は、最寄りの山形県総合支庁税務課で請求し、全ての県税税目について滞納がないことの証明を受けてください（県外業者については、いずれの総合支庁税務課へも請求できますが、混雑緩和のため、郵送による請求の場合は、下記のとおり本店所在地により受付の担当区域を設けておりますので、御協力をお願いします）。なお、滞納がある場合は、納税証明書が発行されません。また、申請受付期間の最終日までに全ての県税について滞納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。

なお、具体的な請求方法等の詳細については、各総合支庁担当課へお問い合わせください。

○納税証明書の請求先

本店所在地	請求先
東南村山地域	村山総合支庁 納税課 管理担当 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8135(直通)
西村山地域	村山総合支庁 西村山税務室 納税管理担当 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355 TEL 0237-86-7280(直通)
北村山地域	村山総合支庁 北村山税務室 納税管理担当 〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 TEL 0237-47-8625(直通)
最上地域	最上総合支庁 税務課 納税管理担当 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1233(直通)
東南置賜地域	置賜総合支庁 税務課 納税管理担当 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6101(直通)
西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜税務室 納税管理担当 〒993-8501 長井市高野町2-3-1 TEL 0238-88-8211(直通)
庄内地域	庄内総合支庁 税務課 管理担当 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

	TEL 0235-66-5437(直通)
県 外	山形県内に事務所もしくは事業所を有しない業者の場合は、上記のいずれかの窓口へ郵送で請求してください。 なお、混雑緩和のため、受付の担当区域を設けさせていただいておりますので、御協力をお願いします。 ① 村山総合支庁納税課 = 北海道、東北、関東地域 ② 庄内総合支庁税務課 = 上記以外の地域

※ 担当地域以外に請求いただいても、請求先の総合支庁において納税証明書の発行は行います。

《山形県の県税に未納がないことの証明書の請求方法》

納 税 証 明 請 求 書			
山形県 総合支庁長 殿		令和 年 月 日	
請 求 者 (窓 口 に 来 た 方)	住 (居) 所 又 は 所 在 地	納 税 特 別 義 務 者 又 は 別 義 務 者	<input type="checkbox"/> 請求者と同一(納税義務者欄記入不要) <input type="checkbox"/> 請求者と別
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	住 (居) 所 又 は 所 在 地	
	電 話 番 号 () - () - ()	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
* 以下のとおり納税証明書の交付を請求します。 * 該当する項目の□に☑を付けてください。			
税 目 等	使 用 目 的	証 明 事 項	請 求 枚 数
<input type="checkbox"/> 自動車税種別割 <自動車登録番号> 山形・庄内	<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 残債何 <input type="checkbox"/> 抹消登録 <input type="checkbox"/> 所有権解除 <input type="checkbox"/> その他	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)	1 枚
<input type="checkbox"/> 法人事業税(特別法人事業税及び地方人特別税を含む) <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 法人県民税 <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <所得年> 年 ~ 年 <input type="checkbox"/> その他の税目 ()	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請 <input type="checkbox"/> 建設業法による変更届出 <input type="checkbox"/> 資金借入 <input type="checkbox"/> その他	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)	従 業 員 氏 名
<input type="checkbox"/> 鉱区税 <登録番号> 山形県 掘権登録第 号	<input type="checkbox"/> 試掘権の延長 <input type="checkbox"/> 試掘権の採掘権への転願	納税状況 (滞納の理由)	※ 発行 No. ~
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての県税 (特別法人事業税及び地方人特別税を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請 <input type="checkbox"/> 酒類販売業等免許申請 <input type="checkbox"/> 公益法人認定申請 <input type="checkbox"/> 公益法人定期事業報告 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 現在県税の滞納がない <input type="checkbox"/> 過去 年以内に県税の滞納 処分を受けたことがない <input type="checkbox"/> その他 ()	印 鑑 欄 氏 名 職 務 文庫取組主任者 業務総括者 業務管理者 担当者
◆ 代理人等が請求する場合は委任状が必要です。ただし、次の場合は省略できます。 ・法人の代表者又は従業員が、代表者印(実印)を使用して請求する場合 (従業員等欄に所属部署等及び氏名を記入してください。) ・車検証原本を提示し、自動車税種別割の納税証明を請求する場合 ◆ 自動車税の納税証明書の交付を請求する場合は、自動車税種別割に☑を付けてください。 ◆ 自動車税種別割の納税証明書の請求の場合は、納税義務者欄の記入について、車検証に記載されている現在の使用者についての記入でも結構です。 ◆ 1件につき400円の手数料(県証紙)が必要です(鉱区税は無料)。税目、年度、証明事項ごとに1件として計算します。 ◆ 納付(納入)直後(概ね2週間以内)の場合は領収書の原本を持参してください。 ◆ 窓口に来た方の身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証等)を確認させていただく場合があります。		※ 県証紙貼付欄	

なお、総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載されている様式(全国統一様式)も使用することができます。

総務省ウェブサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/000148148.html

地方税共同機構ウェブサイト

<https://www.lta.go.jp/news/03410>

※ 5 証明日が審査基準日(名簿受付日の前月の末日)の3か月前から受付期間最終日までのもの。

各受付区分に応じた証明日は、下記のとおりです。

受付区分	証明日
定期 令和6年 11月	令和6年8月1日～令和6年 11月30日
追加 令和7年 8月	令和7年5月1日～令和7年 8月10日
追加 令和7年 11月	令和7年8月1日～令和7年 11月30日
追加 令和8年 8月	令和8年5月1日～令和8年 8月10日

山形県の県税のうち、個人県民税はその徴収を担当する市町村が未納がないことを証明します。そのため、納税証明書もお住まいの市町村が発行します。申請受付期間の最終日まで個人県民税について滞納又は未納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。

- ※6 一般測量、建築一般、不動産鑑定、登記手続（土地家屋調査士、司法書士）、計量証明の各業務を希望する場合は、必須です。有効期間があるものは、「2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日」に掲げた審査基準日時点で有効なものを提出してください。
- ※7 No4「様式 C 営業所調書」で、山形県内に営業所等がある旨を申請した場合であって、当該県内営業所が No11「履歴事項全部証明書」に記載されていない場合は必須です。当該県内営業所の住所が分かる書類として次のいずれかを提出してください。
- 1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 建設コンサルタント現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 2) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 地質調査業者現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 3) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 補償コンサルタント現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 4) 営業所等を賃貸している場合は、賃貸借契約書の写し。
 - 5) 電気、電話、ガス、水道等の公共料金の請求書又は領収書であって、請求先等が申請者と一致しているもの。
 - 6) 1)～5)のいずれもない場合は、「営業所の建物外観、看板又は表札(申請者名と営業所の名称が分かるもの)及び営業所内の写真をA4判の用紙に貼り付けたもの」を提出。
- ◇ 測量法第55条の8に基づく書類は、行政庁の確認済み印がないため、挙証資料として使用できません。

7 技術職員名簿、技術職員の資格者証

様式B-1及び様式B-2に有資格者数を記載し、その挙証資料として技術職員名簿を作成してください。あわせて、(2)技術者の確認資料及び提出必要人数を確認の上、必要な技術者の資格証を添付してください。様式B-1及び様式B-2に記載した資格者数と技術職員名簿の各資格名等の合計欄が原則として一致しますので、申請の際は、一致しているか確認してください。

(1) 技術者の定義

表1 様式B-1の技術者の定義

様式の標記		以下の資格を有する者(登録者)の延べ人数(申請時点)
建築	一級建築士	一級建築士
	二級建築士	二級建築士(一級建築士資格を併せ持つ者を除く)
	建築設備士	建築設備士
	建築積算士	建築積算士
土木	測量士	測量士
	測量士補	測量士補(測量士資格を持つ者を除く)
	1級土木施工管理技士	1級土木施工管理技士
	2級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士(1級土木施工管理技士資格を併せ持つ者を除く)
環境計量士		環境計量士(濃度関係、騒音・振動関係)
伝送交換主任技術者		伝送交換主任技術者(級位が「旧第一種伝送交換主任技術者」に該当する方)
線路主任技術者		線路主任技術者
地質調査技士		地質調査技士
不動産鑑定士		不動産鑑定士
不動産鑑定士補		不動産鑑定士補(不動産鑑定士資格を併せ持つ者を除く)
土地家屋調査士		土地家屋調査士
補償業務管理士	補管士・土地調査	補償業務管理士(登録部門が土地調査であるもの)
	補管士・土地評価	補償業務管理士(登録部門が土地評価であるもの)
	補管士・物件	補償業務管理士(登録部門が物件であるもの)
	補管士・機械工作物	補償業務管理士(登録部門が機械工作物であるもの)
	補管士・営業・特殊補償	補償業務管理士(登録部門が営業補償・特殊補償であるもの)
	補管士・事業損失	補償業務管理士(登録部門が事業損失であるもの)
	補管士・補償関連	補償業務管理士(登録部門が補償関連であるもの)
	補管士・総合補償	補償業務管理士(登録部門が総合補償であるもの)
公共用地経験者		官公庁において公共用地取得業務10年以上の実務経験がある者
司法書士		司法書士
林業技士(森林土木)		林業技士(森林土木)

- ・表にない資格についてはカウントしないでください。
- ・同一資格(技術士・RCCM・補償業務管理士)で複数の科目に合格している場合、ダブルカウントすることができます。
- ・ただし、技術士の「総合監理部門」に合格されている方のカウント方法は次のとおりとします。
(総合監理部門の選択科目と総合監理部門以外の技術部門の選択科目が一致する場合はダブルカウント不可、一致しない場合はダブルカウント可)
「技術士・道路」と「総合監理部門(道路)」の場合⇒「技術士・道路」で1とカウント
「技術士・道路」と「総合監理部門(トンネル)」の場合⇒「技術士・道路」「技術士・トンネル」それぞれで1とカウント

表2 技術士の定義

	技術士	技術部門	選択科目	総合技術監理部門選択科目
1	河川砂防海岸海洋	建設	河川砂防及び海岸・海洋	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋
2	港湾空港	建設	港湾及び空港	建設一般並びに港湾及び空港
3	電力土木	建設	電力土木	建設一般及び電力土木
4	道路	建設	道路	建設一般及び道路
5	鉄道	建設	鉄道	建設一般及び鉄道
6	上水工業用水道	上下水道	上水道及び工業用水道	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道
7	下水道	上下水道	下水道	上下水道一般及び下水道
8	農業土木	農業	農業土木、農業農村工学	農業一般及び農業土木又は農業農村工学
9	森林土木	森林	森林土木	森林一般及び森林土木
10	水産土木	水産	水産土木	水産一般及び水産土木
11	造園	建設	都市及び地方計画	建設一般並びに都市及び地方計画
12	都市計画地方計画	建設	都市及び地方計画	建設一般並びに都市及び地方計画
13	地質	応用理学	地質	応用理学一般及び地質
14	土質基礎	建設	土質及び基礎	建設一般並びに土質及び基礎
15	鋼構造コンクリ	建設	鋼構造及びコンクリート	建設一般並びに鋼構造及びコンクリート
16	トンネル	建設	トンネル	建設一般及びトンネル
17	施工計画設備積算	建設	施工計画、施工設備及び積算	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算
18	建設環境	建設	建設環境	建設一般及び建設環境
19	機械	機械	機械設計、材料力学、材料強度・信頼性、動力エネルギー、熱工学、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、加工・生産システム・産業機械、機械力学・制御、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器、機構ダイナミクス・制御	機械一般並びに機械設計、材料力学又は材料強度・信頼性、「動力エネルギー、熱工学」又は熱・動力エネルギー機器、流体工学又は流体機器、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械又は加工・生産システム・産業機械、「機械力学・制御、交通・物流機械及び建設機械、ロボット若しくは情報・精密機器」又は機構ダイナミクス・制御
20	電気電子	電気電子	発送配変電、電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備	電気電子一般及び発送配変電又は電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備
21	廃棄物	衛生工学	廃棄物管理、廃棄物・資源循環	衛生工学一般及び廃棄物管理又は廃棄物・資源循環
22	衛生工学	衛生工学	水質管理、大気管理、空気調和、建築環境、建築物環境衛生管理	衛生工学一般及び水質管理、「大気管理、空気調和、建築環境」又は建築物環境衛生管理
23	情報工学	情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報システム、情報ネットワーク、情報基盤	情報工学一般及びコンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学又は情報システム、情報ネットワーク又は情報基盤

・「技術士」は、国土交通省の「建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロ」で規定する「学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後登録部門に係る業務に関し20年以上実務の経験を有する者その他の者であって、国土交通大臣が(中略)同程度の知識及び技術を有するものと認定したもの」も含めてカウントしてください。

表3 R C C Mの定義

	R C C M	専門技術部門
1	河川砂防海岸海洋	河川砂防及び海岸・海洋
2	港湾空港	港湾及び空港
3	電力土木	電力土木
4	道路	道路
5	鉄道	鉄道
6	上水工業用水道	上水道及び工業用水道
7	下水道	下水道
8	農業土木	農業土木
9	森林土木	森林土木
10	水産土木	水産土木
11	造園	造園
12	都市計画地方計画	都市計画及び地方計画
13	地質	地質
14	土質基礎	土質及び基礎
15	鋼構造コンクリ	鋼構造及びコンクリート
16	トンネル	トンネル
17	施工計画設備積算	施工計画、施工設備及び積算
18	建設環境	建設環境
19	機械	機械
20	電気電子	電気電子
21	廃棄物	廃棄物

※ 建設情報部門のR C C M人数の申告は、受け付けていません。

表4 様式B-2の技術者の定義

	様式の標記	以下の資格を有する者(登録者)の延べ人数(申請時点)
1	構造設計一級建築士	構造設計一級建築士(様式B-1の一級建築士とダブルカウント)
2	設備設計一級建築士	設備設計一級建築士(様式B-1の一級建築士とダブルカウント)
3	下水道管理技術認定試験(管路施設)	下水道管理技術認定試験(試験区分が管路施設)の合格者
4	下水道管路管理総合技士	左記資格の登録者
5	下水道管路管理主任技士	左記資格の登録者
6	下水道管路管理専門技士(清掃)	下水道管路管理専門技士(清掃部門)の登録者
7	下水道管路管理専門技士(調査)	下水道管路管理専門技士(調査部門)の登録者
8	下水道管路管理専門技士(修繕改築)	下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)の登録者
9	農業土木技術管理士	左記資格の登録者
10	畑地かんがい技士	左記資格の登録者

(2) 技術者の確認資料及び提出必要人数

令和7・8年度定期受付から資格者全員の資格者証の提出が不要となりました。

資格者を何人登載する場合でも、表5の提出必要人数（登載する人数がこれに満たない場合は登載する人数）の有効な資格者証が確認できれば、様式B-1及び様式B-2に記載されている資格者数を登載します。

表5 技術者の確認資料

	資格名	確認資料	提出必要人数
1	1級建築士	・1級建築士免許証 ・1級建築士免許証明書	<u>5名</u>
2	2級建築士	・2級建築士免許証 ・2級建築士免許証明書	<u>5名</u>
3	建築設備士	・建築設備士登録証 ・建築設備士登録証明書	3名
4	建築積算士	・建築積算士登録証 ・建築積算士登録証明書 *有効期限が記載されたもの	3名
5	測量士	・測量士（補）登録通知書 ・測量士（補）登録証明書 ・測量士（補）名簿記載事項証明書	<u>6名</u>
6	測量士補		3名
7	1級土木施工管理技士	1級技術検定合格証明書	3名
8	2級土木施工管理技士	2級技術検定合格証明書	3名
9	環境計量士	計量士登録証	3名
10	伝送交換主任技術者 (旧：第一種伝送交換主任技術者)	電気通信主任技術者資格者証	資格ごと3名
11	線路主任技術者		
12	地質調査技士	地質調査技士登録証 *有効期限が記載されたもの	3名
13	不動産鑑定士	・不動産鑑定士（補）登録通知書 ・不動産鑑定士（補）登録証明書	3名
14	不動産鑑定士補		
15	土地家屋調査士	・土地家屋調査士登録通知書 ・土地家屋調査士登録証	3名
16	補償業務管理士	土地調査	補償業務管理士登録証 *有効期限が記載されたもの
17		土地評価	
18		物件	
19		機械工作物	
20		営業・特殊補償	
21		事業損失	
22		補償関連	
23	総合補償	部門ごと3名	
24	公共用地経験者	実務経験証明書（県様式指定）	3名
25	司法書士	・司法書士登録通知書 ・司法書士登録証	3名

26		土質及び基礎	技術士登録等証明書 *選択科目まで確認する必要があるの で、 「技術士登録証」は不可。 ただし、下記部門については、 「技術士登録証」も可とする。 ・機械 ・電気電子 ・情報工学	部門ごと3名
27		鋼構造及びコンクリート		
28		河川、砂防及び海岸・海洋		
29		電力土木		
30		道路		
31		トンネル		
32		施工計画、施工設備、積算		
33		機械		
34		地質		
35		造園		
36	技術士	港湾及び空港		
37		鉄道		
38		上水道及び工業用水道		
39		下水道		
40		農業土木又は農業農村工学		
41		森林土木		
42		都市及び地方計画		
43		建設環境		
44		水産土木		
45		電気電子		
46		廃棄物		
47		衛生工学		
48	情報工学			
49		土質及び基礎	RCCM登録証 *有効期限が記載されたもの	部門ごと3名
50		鋼構造及びコンクリート		
51		河川、砂防及び海岸・海洋		
52		電力土木		
53		道路		
54		トンネル		
55		施工計画、施工設備及び積算		
56		機械		
57	RCCM	地質		
58		造園		
59		港湾及び空港		
60		鉄道		
61		上水道及び工業用水道		
62		下水道		
63		農業土木		
64		森林土木		
65		都市計画及び地方計画		
66		建設環境		
67		水産土木		
68		電気電子		
69	廃棄物			
70		林業技士（森林土木）	林業技士登録（更新）証 *有効期限が記載されたもの	3名
71		構造設計1級建築士	構造設計1級建築士証	3名
72		設備設計1級建築士	設備設計1級建築士証	3名
73		下水道管理技術認定試験（管路施設）	・合格証書 ・合格証明書	3名

74	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理技士登録証 *有効期限が記載されたもの	資格ごと3名
75	下水道管路管理主任技士		
76	下水道管路管理専門技士（清掃）		
77	下水道管路管理専門技士（調査）		
78	下水道管路管理専門技士（修繕改築）		
79	農業土木技術管理士	登録証書 *有効期限が記載されたもの	3名
80	畑地かんがい技士	畑地かんがい技士登録証 *有効期限が記載されたもの	3名

(3) 現況報告書による代用

前述(2)「技術者の確認資料」について、次の①～③に掲載されている資格は、挙証資料として代用可能です。

なお、有効期間が設けられている資格（例：建築積算士、補償業務管理士、RCCM、地質調査技士、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士等）は現況報告書による代用は不可とします（現況報告書では有効期間を満たしているか判断できないため）。

- ① 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 7 条の規定による「現況報告書」のうち、次の書類の写し（直近のものであって当該書類に行政庁の「確認済」印があるものに限る）。
 - 1) 「ホ 技術管理者」
 - 2) 「へ 技術士等一覧表」

- ② 地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 7 条の規定による「現況報告書」のうち、次の書類の写し（直近のものであって当該書類に行政庁の「確認済」印があるものに限る）。
 - 1) 「ホ 技術管理者、現場管理者」
 - 2) 「へ (1)技術士又は 1 級土木施工管理技士若しくは地質調査技士等の資格を有する技術者の一覧表」

- ③ 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 7 条の規定による「現況報告書」のうち、次の書類の写し（直近のものであって当該書類に行政庁の「確認済」印があるものに限る）。
 - 1) 「ニ 使用人数」（各区分の合計の欄）

使 用 人 数

区 分		大 学 又 は 高等専門学校卒	高 等 学 校 卒	そ の 他	合 計	
技 術 係 使 用 人 数	測 量 士	2			2	
	測 量 士 補	1	1		2	
	不 動 産 鑑 定 士					
	不 動 産 鑑 定 士 補					
	一 級 建 築 士	(0)			1(0)	
	二 級 建 築 士	1(0)			1(0)	
	本 設 計 師					
	技 術 士					
	内 取	監 査 部 門	()	()	()	()
	内 取	総 務・電 子 部 門	()	()	()	()
	技 術 士 補		1			1
	内 取	監 査 部 門	(1)	()	()	(1)
	内 取	総 務・電 子 部 門	()	()	()	()
	企 業 会 員 士					
企 業 会 員 士 補						
税 理 士						
そ の 他		3(0)	(0)		3(0)	
うち	補 償 業 務 管 理 士	(0)	(1)	()	(1)	
内 取	土 地 調 査 部 門	(2)	()	()	(2)	
	土 地 評 価 部 門	()	()	()	()	
	物 件 部 門	(1)	(1)	()	(2)	
	監 査 工 作 物 部 門	(1)	()	()	(1)	
	営業補償-特殊補償部 門	()	()	()	()	
	事 業 損 失 部 門	(1)	(1)	()	(2)	
	補 償 調 達 部 門	(1)	()	()	(1)	
	総 合 補 償 部 門	(1)	()	()	(1)	
計		8	2	0	10	
事 務 係 使 用 人 数		0	1	0	1	
合 計		8	3	0	11	

この場合、測量士:2人、測量士補:2人、1級建築士:2名、2級建築士:2名として計上。
 ※人数に()書きがある場合は、()書きの人数を合算して計上する。

補償業務管理士は、資格の有効期間がわからないため代用不可。

【現況報告書を挙証資料とする場合の留意点】

- ① 計上した人数（技術者）がわかるように、該当部分にマーカー（資格が複数ある場合は色分けをお願いします）を付してください。
- ② 「ニ 使用人数」を挙証資料とする場合
 - 1) それ以外の挙証資料（現況報告書ホ、現況報告書へ、合格証等）との合算は不可とする。（例えば、現況報告書「ニ 使用人数」と合格証が提出された場合、挙証資料を合格証とする資格者が、現況報告書「ニ 使用人数」に含まれているのかを確認できないため。）
※ ただし、建設コンサルタントの現況報告書「ホ 技術管理者」区分「ロ」の技術者については、合算可能とする。

[算定例]

- ・ 補償コンサルタント現況報告書「ニ 使用人数」機械部門の技術士(当該部門の欄) 3人
 - ・ 建設コンサルタント現況報告書「ホ 技術管理者」区分「ロ」の技術者(機械部門) 1人
⇒ この場合、様式B-1の技術士・機械の欄には「4人」と記載する。
- 2) 「ニ 使用人数」 \geq 様式B-1（様式B-2）の人数 の場合
この場合、様式B-1（様式B-2）の数字を名簿に登載する。

（4）技術職員名簿の作成手順

- 手順1 現況報告書ニを挙証資料とする場合は、技術職員名簿の「現況報告書 使用人数」の欄に、人数を記入する。また、現況報告書の該当部分にマーカー（資格が複数ある場合は色分けをお願いします）を付してください。
※ その他、前述【現況報告書を挙証資料とする場合の留意点】②に御留意ください。
- 手順2 現況報告書ホを挙証資料とする場合は、技術職員名簿の「現況報告書 管理者」の欄に、人数を記入する。また、現況報告書の該当資格者部分にマーカーを付してください（資格が複数ある場合は色分けをお願いします）。
- 手順3 現況報告書へを挙証資料とする場合は、技術職員名簿の「現況報告書 一覧表」の欄に、人数を記入する。また、現況報告書の該当資格者部分にマーカーを付してください（資格が複数ある場合は色分けをお願いします）。
- 手順4 前述(2)「技術者の確認資料」を挙証資料とする場合
 - ① 技術職員名簿の氏名欄に、該当する資格者名を記載する。記載順は、下記のとおり。
 - ② 技術職員名簿の該当する資格に「1」を記入する。
 - ③ 前述(2)「技術者の確認資料」を技術職員名簿の氏名順に添付する。
 - ④ 確認資料を添付した方の資格のセルを着色してください。
- 手順5 技術職員名簿の合計欄の人数と様式B-1、B-2に記載した人数が一致しているか確認する。※前述【現況報告書を挙証資料とする場合の留意点】②2)の場合は、一致してなくても構いません。

8 その他

(1) 競争入札参加資格変更届

※電子申請には対応しておりませんので、いずれも書面で御提出ください。

名簿登載後において以下の事由が生じた場合には、「競争入札参加資格変更届」に下記の添付書類を添えて提出してください。

① 随時受付するもの

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
商号又は名称	登記簿謄本(写)(法人)※ ¹ 印鑑証明書(原本)※ ² 使用印鑑届	登記簿謄本(写)(法人)※ ¹ 印鑑証明書(原本)※ ² 使用印鑑届 委任状(受任者用)
代表者名	登記簿謄本(写)(法人)※ ¹ 印鑑証明書(原本)※ ²	登記簿謄本(写)(法人)※ ¹ 印鑑証明書(原本)※ ² 使用印鑑届 委任状(受任者用)
代表者の役職名	印鑑証明書(原本)※ ² 使用印鑑届	印鑑証明書(原本)※ ² 使用印鑑届 委任状(受任者用)
本社の住所・郵便番号	登記簿謄本(写)(法人)※ ¹	登記簿謄本(写)(法人)※ ¹ 委任状(受任者用)
本社の電話番号	なし	なし
資本金	登記簿謄本(写)(法人)	登記簿謄本(写)(法人)
受任者名		委任状
受任者の住所・郵便番号		なし
受任者の電話番号		なし
受任者の役職名		使用印鑑届 委任状(受任者用)
実印	印鑑証明書(原本)※ ² 使用印鑑届	印鑑証明書(原本)※ ² 使用印鑑届
使用印鑑	使用印鑑届	使用印鑑届
営業登録の抹消	なし	なし
県内営業所の新設	営業所調書(様式C) 登記簿謄本(写)(法人)※ ³	営業所調書(様式C) 登記簿謄本(写)(法人)※ ³
県内営業所の廃止	なし	なし
申請代理人	委任状(代理申請用)	委任状(代理申請用)

※1 代表者・商号・本店住所に変更が生じた場合であって、登記簿の作成が完了する前に参加を希望する入札案件がある場合は、**登記簿の作成が未了の状態であっても入札前に変更内容**

を名簿担当部署（県内業者にあつては総合支庁建設総務課行政係、県外業者にあつては県庁建設企画課）に届け出てください。届出がないまま入札に参加した場合、当該入札は無効になるほか、指名停止措置を受ける場合があります。（県内本店業者・県外本店業者共通）参加を希望する入札案件がない場合は、登記簿が作成完了後に届出ていただいて結構です。

※2 代表者が複数いる場合、名簿に登載する代表者は1名のみとしますが、名簿に登載する代表者が印鑑証明書に記載された代表者である必要はありません。

※3 県内営業所新設の変更届に係る添付書類は、登記事項証明書に記載がない場合に、下記のいずれかの書類の写しを提出していただきます。

- 1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 建設コンサルタント現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 2) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 地質調査業者現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 3) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第7条の規定による「現況報告書」のうち、「イ 地質調査業者現況報告書(表紙部)」の写し(直近のもの)。ただし、行政庁の「確認済」印があるものに限りします。
 - 4) 営業所等を賃貸している場合は、賃貸借契約書の写し。
 - 5) 電気、電話、ガス、水道等の公共料金の請求書又は領収書であつて、請求先等が申請者と一致しているもの。
 - 6) 1)～5)のいずれもない場合は、「営業所の建物外観、看板又は表札(申請者名と営業所の名称が分かるもの)及び営業所内の写真をA4判の用紙に貼り付けたもの」を提出。
- ◇ 測量法第55条の8に基づく書類は、行政庁の確認済み印がないため、挙証資料として使用できません。

② 名簿の追加受付期間のみ受付するもの

下記の変更は、入札参加資格審査の追加受付期間に限り受け付けます。受付期間と名簿登載期間は、第2項のとおりです。変更届の内容が入札参加資格者名簿に反映されるのは、受付が8月のものは同年度の10月1日から、受付が11月のものは翌年度の4月1日からとなります。

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
入札参加希望業種の追加	(営業登録の登録証等)	(営業登録の登録証等)
営業登録の追加	営業登録の登録証等	営業登録の登録証等
技術者数の変更 ^{※1}	資格の確認資料 ^{※2}	資格の資料 ^{※2}
役務の業種追加	役務の資格申請に係る付表	役務の資格申請に係る付表

※1 技術者数の変更については、各審査基準日時点(令和7年7月31日・令和7年10月31日)

日・令和8年7月31日現在の時点)で、それまで名簿に登載されていた技術者数に変動があった場合、増加の場合も減少の場合も変更届を提出していただくことになります。

※2 技術者数が増加する場合は、その資格について「7項(3)綴じるものⅡ」に準じて資料を作成してください。技術者が減少する資格については、添付資料は不要です。

(2) 物品、役務への入札参加申込み及び債権者登録

① 物品、役務への入札参加申込み

工事材料以外の物品の入札、「除雪・排雪」「道路・河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備・機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」以外の役務の入札への参加を希望する場合は、会計局会計課(023-630-2723)へお問い合わせください。

② 債権者登録

口座番号等の債権者登録は、契約後、契約担当課に届け出ることとなります。また、1の変更届を行った際に、債権者登録の内容に変更があった場合は、債権者登録の変更が必要になりますので、忘れず届出を行ってください。債権者登録の詳細は、会計局会計課(023-630-2713)へお問い合わせください。

(3) 審査の結果通知

県の基準に基づき審査した結果については、11月受付の場合は翌年の3月下旬、8月受付の場合は9月下旬に、**本社に通知**します。

(4) 名簿の公表について

名簿は、県ホームページで公表します。

(5) 入札参加について

山形県が実施する競争入札については、原則全てが電子入札となっております。入札に参加される場合は、入札参加資格申請だけでなく、別途、**電子入札の利用者登録が必要**となります。

なお、令和5・6年度名簿に登載されていない方で令和7・8年度名簿に登載される予定の方は、「2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日」に掲げた名簿登載期間の最初の日以降に利用者登録をすることになります。

利用者登録の方法等詳細については「山形県電子入札システム案内ページ」をご覧ください。

URL : <https://www.pref.yamagata.jp/sr/dbkk2/index.html>

(6) 入札参加資格の承継

名簿登載後、以下の事由が発生した場合、入札参加資格を失うこととなります。ただし、別紙様式による承継申請によって、入札参加資格を承継することができます。

承継事由	法人成り・世襲・合併・事業譲渡(会社分割)
------	-----------------------

① 承継の申請期限

申請期限は、原則として**事実発生後4か月以内**となります。

※ この場合の事実発生とは、下記のとおりです。

法人成り、新設合併…法人として登記がなされた日

吸収合併…合併契約において合併期日を定めた場合はその日、又は合併登記の日

事業譲渡…営業の譲渡が行われた日

② 承継申請に必要な書類

- 1) 競争入札参加資格申請の変更届(存続会社の商号・住所の変更等、及び消滅会社の辞退届)
- 2) 印鑑証明書(県外業者で必要な場合は、委任状、使用印鑑届)
- 3) 承継者が、法人の場合：商業登記簿謄本並びに定款の写し
個人の場合：身分証明書
- 4) 承継者と被承継者のそれぞれの財務諸表

その他、承継事由に応じて、下記の書類が必要になります。

- 1) 個人が法人を設立したとき
ア 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの
- 2) 法人が合併したとき
ア 合併契約書の写し
イ 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの
- 3) 営業の譲渡が行われたとき
ア 営業の譲渡が行われたことを証する契約書、覚書等
イ 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの
- 4) 個人が死亡し、2親等以内の親族関係にある個人に事業を承継したとき
ア 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

※1 合併や分割等、承継事由が発生する場合は、なるべく事前に建設企画課に相談してください。

※2 承継事由の内容によっては入札参加資格の承継が認められない場合がありますのでご注意ください。